

平成27年度市長と語る会 要旨

日 時 平成27年10月26日（月）19：00～21：15

場 所 東多久公民館

出席者 市民13人

1部《マイナンバー制度》

1 市長より制度概要の説明

2 情報課より手続き説明

《質疑応答》

質問	カードの更新の手続きはどうか。
回答	2つあります。大人の方、20歳以上の場合は10年、10回目の誕生日に更新、20歳未満の方は容姿が変わりますので5回目の誕生日、5年となっています。
質問	更新は有料ですか。1回目は無料とのことですが、実際は「無料」ではない。写真も必要だし、交通費もかかる。
回答	その後の手数料については、国から情報提供がありません。2回目以降も無料にして欲しいという要望は、市長会でも行っています。
質問	国は、平成14年に住基カードの制度を作ったがこれ実際使っていますか。
回答	住基カードを持っている方は使っています。
質問	私は住基カード作ったけれど一度も使っていない。これ（マイナンバーカード）も本当に要るのかという気がします。税金を取るための対策だと思います。
回答	住基カードは電子申告、電子申請に使われています。利用率が少なかったということはありません。色んな事に使える条件・窓口が無かったことが理由と思われる。今回は色んな事に使いましょうという制度・地盤ができていますので、今後様々な場面で使われることを期待しています。
質問	住基カード・コードは消えるのか
回答	「もの」としては残ります。マイナンバーは住基ネットのシステムを利用して作られています。マイナンバーは、住基コードを地盤として使っています。
質問	住基カード・コードも全国単位で制度化したのにそれを使わず、このマイナンバー制度を作ったのか 国は中途半端なことを行う。
回答	確かに、子ども・低所得の方への給付制度等があったが住基カードを広めておけばもっと合理的にできたのではと考えられ、中途半端なままでマイナンバーに移行することはとても残念です。
質問	今回もメリットが書かれていますが、これは将来こうなるかもと言う話であって、今すぐやれることは2つ位しかないのでは。
回答	オンライン申請、身分証明証書に加え、コンビニでの証明書取得も2,000万人が利用

	でき総務省中心に進めていますのでなっていくだろうと思います。
質問	WEB申請の時、デジカメで撮った写真の場合は寸法がきちりならないので、背景無地で無帽等の条件だけでそのまま送ってよいでしょうか。
回答	パソコンで送る場合とスマートフォンで送る場合の2種類ある。パソコンで送る場合はデジカメで撮った写真を使われると思いますが、J-LISという組織がいったん受け付けてためだった場合はお返しすることになっています。その場合は再申請することになります。スマートフォンの場合はアプリをダウンロードして申請することになります。メールアドレスが必要で受け付けられない写真の場合は、メールで返還されるということになります。
質問	写真で、眼鏡の場合は大丈夫でしょうか。
回答	通常かけておられる方はかける。かけておられない方はかけない。ということです。
質問	デジカメの写真は自分で撮って自分で申請でも良いですか。
回答	はい、プロに頼まず自分で撮った写真を使って大丈夫です。
質問	4.5cm×3.5cmの写真に顔が大きく、又は小さく写っても良いか。
回答	送った先である程度は加工をすると聞いている。なお大きい写真を小さくすると画素数が変わり鮮明に映らなったりする場合もあり、そういう場合は再度申請ということになる。また小さい写真を伸ばしても荒くなることもあります。
質問	運転免許証と同様に申請先で撮影するという体制は取れないのでしょうか。
回答	写真については、ご自分で用意していただくということで、そういう準備はしておりません。ただ証明写真機に申請機能を搭載し普及させるということも聞いております。
質問	市民が2万人いるので、2万写真が要る事になるので、どこかで撮って市に送るということをしてもらったら皆さん助かると思いますが。
回答	具体的なことは調査研究しなければならないが、可能性として考えられるのは、公民館で期間を決めてコーナーを設けて対応するというのも一つの方法と考えております。
質問	しかし来年1月のことですが。
回答	はい、でも申請は1月以降任意でいつでもできます。通知カードでしばらく対応し、やはり必要だと感じた段階で申請していただいて結構です。
質問	コンビニ交付はいつ頃からできるのですか。
回答	今庁内で、「活用できないか」導入に向け検討しています。
質問	ここには「取得」とまで書かれていますが、「検討」ですか。
回答	既に100市町が導入していますが、県内の普及状況等調査し検討していきます。今現在では断言できません。
質問	個人番号カード交付の際のパスワードについてですが、高齢者は忘れやすいので窓

	口で指導をお願いします。
回答	6桁以上1つと4桁以上3つが必要で、生年月日は登録できません。窓口ではサポートが付き、タッチパネルで簡単に操作できるよう準備しています。
質問	暗証番号は忘れても良いですよと指導をお願いします。
回答	はい、忘れた場合はリセットして再設定ということができます。
質問	個人番号カードの受け取りの際の持参するものについて、子どもさん、爺さん、婆さんの分の受け取りの場合は、委任状が必要か、やはり本人が来なくてはならないか。
回答	本人受け取りが原則だが、来られない場合は委任状等必要な書類があるのでご相談をお願いします。
質問	本人でも受け取りにこれだけの書類が必要なので、委任する側の証明はもっと必要になるのではと思いますが。
回答	父親が子どもの分を取得する場合は、法定代理人の証明書、戸籍謄本等が必要になります。多久に本籍がある場合は必要ありません。まず代理人の方の本人確認、委任された方の委任状が必要です。
質問	メール申請の場合は、代表の方のメールアドレス一つで、一家の分すべてを行うことはできますか。
回答	一つのアドレスで可能と聞いています。4人家族の場合は一つのアドレスで4人分ということです。証明は必要ありません。メールの所に誰々の分という受付番号みたいなものがあると思います。
質問	個人番号は、家族は連続した番号になりますか、それともランダムなのですか。
回答	番号の付き方は家族であってもバラバラの数字となります。他人から推測されないようにこうなっています。
質問	通知カードが来てから、個人番号カードは必要ないから作らなくてもよいですか。
回答	免許証も持っているから証明書として必要ないということでしたら無理に作らなくても結構です。あくまでも任意です。もし必要になった場合はその時に申請されて結構です。
質問	何にでも使えるということで便利なのは良いのですが、写真も付くということですが写真はどのようにでも加工できますが大丈夫ですか。
回答	カード内の情報は表面に書いてある情報しか入っていません。これを使って色々な所とデータのやり取りをしますということで、中に所得、家族構成とかの情報が入っていてそれを使うという訳ではありません。
質問	個人番号カードは作らないと思えば作らなくても良いわけですね。
回答	個人番号は、申請に必要になってきますが、それは通知カードに書いてあります。あとは本人確認ということですが、その時は免許証とか写真付きの身分証明書を別にもっていれば大丈夫です。ただそれが面倒だとか他に持っていないということで

	<p>あれば個人番号カードが便利かと思います。ただ今後は行政が個人番号カードを前提にした手続きに変わっていくと思いますので、あるタイミングでお作りになっていた方が便利だと思います。</p>
質問	<p>個人確認書類の中で、写真付きといわれますが、免許証を持っていない人は他に写真付きで本人を証明するものとは何がありますか。</p>
回答	<p>若い人は学生証、住基カードを持っておられる方は住基カードなどです。写真付きでない場合は保険証など2つ以上あれば大丈夫です。</p>
質問	<p>カードのセキュリティは大丈夫か、情報漏れはしないのですか、詐欺など犯罪に使われないという保証はありますか。</p>
回答	<p>日本年金機構の情報漏えい事件は、大きな問題点としてインターネットに接続されていたという点です。個人番号カードのシステムは、一つの所にすべての情報を持たないということで、分散して情報を持っています。それらの情報を個人番号カードの番号を利用していろんなところから情報を引き出して使おうということで、もし一つの所から漏れても全て漏れはしない、又インターネット接続はしない、禁止するというので外からの侵入は基本的に無いということになります。かつこのシステムでの情報のやり取りは番号等すべて暗号化されますので、途中で傍受されても内容はわからないということでセキュリティを高めています。インターネットに接続されていない世界でネットワークができていますので、セキュリティ上は高いシステムとなっています。100%のセキュリティは存在しませんが、それに近く高めていきたいと思っています。またカードの中に全ての情報が入っているわけではなく、例えば年金ならそれを扱うコンピュータに行って本人確認をし、照合して必要な情報を得るといった縦系・横系混ぜながら安心・安全を高めて徹底していくということです。政府にも強くセキュリティ向上を求めていくつもりです。</p>
質問	<p>カードを紛失したときに、データがあるからカードができていると思いますが、その情報を解析する人が出てきた場合はどうするのですか。</p>
回答	<p>カードの中にはデータは入っていません。カードの番号でアクセスし、照合して情報を引き出します。カードにはセキュリティがかかっています。中は暗号化されています。それを拾って分析するとタイタンパーという装置があつて分解しようとすると中の情報が揮発して消えるという物理的にも強いセキュリティを保っています。だから拾ったからといってすぐ解析ということはまずできないと考えています。</p>
質問	<p>自分の情報を見る時にこのパスワードは必要ですか。</p>
回答	<p>平成29年1月から始まる「マイナポータル」、自分のパソコンで、家で見たいという方、内容を確認したい方は、カードを読み取って（読み取り機械が必要ですが）ここで自分の暗証番号（パスワード）を入れて自分の情報の確認、情報がどう使われているかの確認ができます。</p>
質問	<p>行政的に簡素化できるという話だが、職員の人数は減るのですか。</p>

回答	それに携わる人を単純に減らすか、その分を福祉的な対応、対人サービスに回すか今後考えていかないといけない。
質問	逆に増えはしませんか 関係機関との接続に係る人員を考えれば。
回答	最初に人は必要ですが、制度が順調に流れていくと、例えば税務調査をする職員と別の調査をする職員と法律上2人要るのですが、これが1人で良いようになる。
質問	では3年後位に減りますか。
回答	年数は言えませんが、この制度にリンクするカードを皆さんが全く持っていないと減るとは言えません。
質問	国勢調査は、今後無くなりますか。
回答	国勢調査は、総務省統計局が法律に基づき行っていますので、今後もあると思いますが、手続きは簡素化されると思われます。今回3分の1の方がメールで行ってられます。
質問	この制度により国勢調査自体、必要ないのではないですか。
回答	今回の調査項目は、少なすぎたと思います。もったいない印象を受けました。
質問	今回の国勢調査の項目は、市が把握している範囲ばかりで、お金をかけてする意味がないと思いますが
回答	最低限の調査は、今後もされると思われます。
質問	最近も名義変更が必要になったが、お袋・兄弟の本籍関係の書類、13歳以上の人の分が必要になったがこれも不要と思われます。
回答	法律、ルールを変える必要があると思います。世界に冠たる日本の戸籍制度ではありますが、それを簡略化していくべきと考えます。
質問	番号カードを持つメリットを資料に書いていて欲しい。データの分散管理に関して、例えば年金機構に問い合わせた結果の情報データは、ずっと残すのではなく、必要のある時に取得し、以降すぐデータは消去して欲しい。消えますか。
回答	最近アンケート等見るとこれは、この情報は目的以外には使いませんと明記してあります。これが一般的な意識だと思います。お尋ねの件、市が照会して法的に市が使用するデータ（ex転出前の所得の内容等）は保存されますが、それ以外は残りません。法律で記録して良いもの、悪いものが定められています。その時必要でも不要になれば速やかに削除というシステムになっています。
質問	企業が従業員の源泉徴収・健康保険・厚生年金事務等を行う際、暗証番号必要なしで、個人番号だけの照会で事務ができますか。
回答	基本そういう場合は、暗証番号なしで個人番号だけでできます。勿論企業（雇主）側が従業員に本人確認をすることは必要です。
質問	カードの時代で、財布の中は金よりカードが多い。今後は他の買い物カードとかと統一して一枚になるのか。

回答	技術的には可能性として高いと思われます。個人番号カードをそういう使い方をしても良いという世論と法律が必要になります。給油・ショッピング・銀行カード等ありますが、まずは税・社会保障・災害対策でやりましようとなっているところです。将来的にはなるかも知れませんが、セキュリティを高く行う必要があります。
質問	パスワードを忘れた際は、窓口ですぐ対応して（教えて）頂けますか。
回答	職員側も暗証番号が、何かはわからない仕組みになっています。よって何番ですよと教える事はできませんが、改めて手続きを行い暗証番号を設定することはできます。
質問	個人番号でこの番号の暗証番号を調べることになるのですか。
回答	システムの、市側で暗証番号を確認する方法はありません。本人だけが知り得る情報となります。改めて暗証番号の再設定の手続きが必要になります。
質問	極端に言えば、忘れたという理由で何回も設定をし直すことができるのですか。
回答	そうなりますが、本人にとって手続き上も面倒な事務になります。大事に記録して頂けたらと思います。
質問	暗証番号の再設定は、窓口だけで対応ですね。
回答	基本は窓口でということですが、今現在は、WEBでできるかどうかは不明です。6桁以上の暗証番号は、本人しかわかりませんので将来的に電子申請みたいになるようになるかも知れません。（なお3回間違えると使えない仕様になっています）
質問	個人番号カードの暗証番号の再発行手続きは、市役所で行うのですね。
回答	番号カードの申請窓口は市で受け付けますが、発行は国が行います。
質問	その際に本人を証明するものがまた必要になるのですね。
回答	本人が尋ねても電話・メールの問い合わせでは絶対教えません。なりすましがあからずです。窓口で手続きをし、その際本人を証明するものがが必要です。暗証番号を忘れた場合は再申請、つまり新しい暗証番号の登録手続きが必要になります。

2部<<市政報告>>

市長より市政報告

<<質疑応答>>

質問	多久市の空き家対策はどうなっていますか。
回答	空き家バンク制度を設けています。所有者が登録して「売ったり」「貸したり」をしています。県内でも利用者は増えてきています。相続人全員の同意が必要でまた条例で危険な空き家の場合には、警告を出すとか、解体・補修の指示することができるようにしていますが現状ではなかなか進まないケースもありますので、今後さらに研究をしていきます。国も制度を作りましたが、私権を制限し強制するということの課題、危険空き家の場合は解体が適当な場合もありますが、費用負担の問題もあります。区の制度の充実と自治体の判断等追求していきたい。
質問	だけど、解体すれば、固定資産税が6倍になるでしょう。

回答	元々高かったのが集約したら安くなっただけですから、でもそれも課題の一つです。土地ころがしと言いますか、転売転売で儲ける事の規制もあったかと思いますが、景観を保ち、安全を保ち、不衛生にならないとかそういう対策を、早くすればそれぞれで税率を変えるとかそういうことも検討していきたい。
質問	その家が登録してあるかどうかは、市に聞けばわかりますか。
回答	空き家バンクの家は住める状態の家で登録した物を言います。危険家屋については、2、3年前に区長さん、地区の方と消防署で全戸調査をしまして、危険度に応じた状況を把握しています。
質問	把握をして、何か市が対策をするのですか。
回答	いえ、そこは私権がありますので「危ないですよ」と注意勧告をしたり、周りの方から「雑草を取ってください」とかのお知らせはしています。
質問	それでも全く何の対応もしない所があります。近所の方が草を刈っています。所有者が誰かもわからない、連絡も取れない。
回答	善処します。個別案件として別途対応します。
質問	(東部) 小学校の跡地はどうなるのでしょうか。
回答	現在、放課後児童クラブ、防災・教育関係の備品倉庫として活用しています。スペース的にはまだ余裕がありますので、新たな活用策を内部で検討しています。
質問	老人ホームを作ったら如何。
回答	そうですね。他にもサザエさんコーナーを作ったらという話もあります。著作権を管理している長谷川町子美術館という財団法人に引き続きご理解を求めていきたい。サザエさんの本は市立図書館、東部校にあります。
質問	多久の図書館、誘致するとか一時間聞いていましたが実際はどうなっていますか。
回答	新しく整備したいと思っています。北部小の地元委員会から北部小跡地を生涯学習センター的機能で整備をという提案を受けましたが、今は、子育て支援センター的機能を集約しようとしています。図書館については、平家造でも瀟洒な利便性の高い、交流・学びのできる建物を整備したいと思っています。
質問	それは近々ですか。
回答	すぐは無理です。財政計画を作り、財源や手法を検討しています。
質問	猪対策について、金網とかありますが、個人の家に対する市の補助はありますか。
回答	無いです。農業被害への対応、猪、アナグマ、ドバト、猿等の有害鳥獣がいますが、被害額が最も大きいのが猪で、電気牧柵、ワイヤーメッシュで効果は出ています。山が荒れて、マチに出没しているようです。狩猟での対応をしており、捕獲頭数も増えていますが、移動もしますので今後も広域連携で対策を強化していきます。
質問	宝蔵寺のお寺にある志田林三郎の石碑に対する保存対応はいかがですか。
回答	石碑というより墓誌ですが、そこが志田先生ゆかりの場所ということを紹介したり

発信したりはしていきたいと思っています。ただ墓地ということで個人所有、宗教的意味合いから慎重な対応が必要だと思っています。
